

項目	法人名	事業所名	実施日	事業種別	改善を要する事項	指摘内容	改善状況	改善内容
立入 検査	公益財団法人青年 海外協力協会	J'sこどもL abo南部	令和5年7月13日 (木)	児童発達支援、放 課後デイサービス	苦情解決	マニュアル、指針等が整備されておらず、職員への周知も行われていない。 また、過去の実地指導で指摘した事項にも関わらず改善がされていないため、至急改められたい。	○	9/29に職員研修を行い、併せて文書でも職員へ周知を行った。 11/1付で苦情解決規程を作成した。
					虐待等の禁止		×	職員研修は行ったが、指針等の整備を行っていない。(11月を目途に作成予定)
					勤務体制の確保 (ハラスメント対策)		×	指針等未整備
					事故発生時の対応		△	事故発生時の対応マニュアルは作成中
					事故発生時の対応	事故と処理するべきものをすべて「ヒヤリハット」として処理をするなど、不適切な対応が行われている。	△	適切な対応について、職員へ周知を行った。 事故発生時の対応マニュアルは作成中。
					勤務体制の確保	職員の出退勤時間がほぼ毎日同時刻であり、不自然なものが多く見受けられるなど、従業員の勤怠管理が不適切。 また、打刻漏れがあった際、管理している者以外でも再入力ができる状態であり、情報の操作を誰でも行える状態である。 併せて、時間外勤務を行った場合に、適切な管理が行われていない。 勤怠管理が職種ごとに行われていない。	○	管理体制を変更し、10月から試験運用、11月本格運用を行う
					設備に関する基準	相談室について、冷暖房の空調は整備されておらず、換気扇のみであり、さらに狭隘である。 特性のある利用者の面談に適している環境とは到底言えない。	○	別に相談室を設けた
					地域との連携等 (関係機関との連絡調整)	小学校や地域との連携に努めているとは言いがたい事象が見受けられる。	○	関係機関と連絡・連携をとった際は、記録するように改めた
					人員に関する基準	雇用契約書について、業務内容の記載が不適切である。 また、就労場所の明記もない。	○	9月採用者から記載内容を変更し、運用している
					内容及び手続の説明及び 同意	利用契約書について、児童発達支援の利用者に対し、放課後等デイサービスの利用者として記載しているなど、不適切なものが見受けられる。	○	利用契約書を再度確認し、正しい記載内容に変更したうえで、保護者等へ再度説明し、同意を得た
サービス提供の記録	届出を行った場所以外でのサービス提供について、行事の際はその旨の記載があるが、行事以外で提供を行った際の記録がない。	○	サービス提供を行った際、提供場所の記載を行うよう改めた					

項目	法人名	事業所名	実施日	事業種別	改善を要する事項	指摘内容	改善状況	改善内容
立入 検査	特定非営利活動法人 こどもスマイル プロジェクト	かがやき	令和5年12月20日 (水)	放課後等デイサー ビス	身体拘束等の禁止	身体拘束適正化委員会で身体拘束等の適正化について取り扱 われていない		
						定期的に開催するべき研修で身体拘束等の適正化について取 り扱われていない		
					給付費の算定 (欠席時対応加算)	相談支援の記録が不十分なにも関わらず算定している		